

関係医療機関等の長 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和
(公印省略)

10月以降の「令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業」等について（通知）

本県の感染症対策の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、国（厚生労働省）では「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（厚生労働省通知令和5年9月29日付け医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発0929第12号）により、補助対象範囲を見直すとともに事業対象期間を延長しました。

本県においては、一部事業については標記事業補助金交付要綱を改正し、補助対象範囲の見直しを行った事業については新たに事業実施要綱及び補助金交付要綱を制定しました。

つきましては、補助金の交付を希望される際は、各要綱や各補助事業の「留意事項等について」等を御参照いただき、下記のとおり事業ごとに交付申請書及び関係書類を御提出ください。

また、令和4年度の設備整備事業補助金の交付を受けた施設におかれては、消費税仕入れ控除税額の報告・返還が必要となりますので、御協力よろしくお願いいたします。

記

1 対象となる補助事業

- (1) 令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（県が実施する補助事業名、以下同じ）
 - ア 含まれる事業（国補助要綱の事業名、以下同じ）
外来対応医療機関確保事業
 - イ 補助対象期間（申請受付期間ではありません）
令和5年4月1日から令和6年1月31日まで
 - ウ 留意事項
外来対応医療機関確保事業のみ補助を行います。
- (2) 令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）
 - ア 含まれる事業
 - (ア) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
 - (イ) 外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）
 - (ウ) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
 - イ 補助対象期間（申請受付期間ではありません）
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

ウ 留意事項

- ・令和6年1月31日までに納品があったものを補助対象とします。
ただし、簡易病室・簡易診療室のうち撤去費用、現状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費についてのみ令和6年3月31日までの執行分について補助対象とします。
- ・令和5年9月以前に本事業の補助を受けたことがある場合、申請を行うことができる設備が限定されます。
- ・个人防护具については令和5年度新型コロナウイルス感染症対策个人防护具整備事業において補助を行います。

(3) 令和5年度新型コロナウイルス感染症対策个人防护具整備事業

ア 含まれる事業

- (ア) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
- (イ) 外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

イ 補助対象期間（申請受付期間ではありません）

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

ウ 留意事項

- ・个人防护具のみ補助を行います。
- ・感染拡大期まで（10月以降原則12月末まで）に納品された个人防护具のうち、国通知で規定する「対象期間」（＝段階1以上の期間）に使用したものに限り補助します。
- ・その他詳細は令和5年10月26日付け感対第841号「令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策个人防护具整備事業」について（通知）を御参照ください。

※ 上記の事業については市町村を通じて交付申請できる場合がありますが、同じ事業を県と市町村の両方に申請しないようにしてください。

2 埼玉県ホームページでの掲載

各事業に係る事業実施要綱、補助金交付要綱、様式、Q&Aなどについては、埼玉県ホームページの次のURLに掲載していますので、御覧ください。

また、提出する様式については、ダウンロードして提出してください。

「令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業」の実施について

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5.html

「令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）」の実施について

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5_10.html

「令和5年度新型コロナウイルス感染症対策个人防护具整備事業」の実施について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/kozinbougogu.html>

3 提出・問合せ

(1) 令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業

申請受付期間：令和5年11月17日～12月8日

申請書提出先：電子メール a3510-30@pref.saitama.lg.jp

件名は、「補助金交付申請・確保事業（医療機関等名）」としてください。

(2) 令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）

申請受付期間：令和5年11月17日～12月8日

申請書提出先：電子メール a3510-30@pref.saitama.lg.jp

件名は、「補助金交付申請・下半期分（医療機関等名）」としてください。

(3) 令和5年度新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業

申請受付期間：1月開始予定（受付期間は3週間とする予定です。）

※申請受付開始後、通知の発出及び県ホームページの更新を行います。

問い合わせ先：電話：048-830-7530

電子メール a3510-30@pref.saitama.lg.jp

4 提出書類

各事業でチェックシートや入力様式等が異なるので御注意ください。

(1) 補助金交付申請チェックシート

(2) 入力様式

(3) その他参考となる資料（カタログ、見積書 等）

5 その他

予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。

交付申請全体の申請額が予算を上回る場合には、交付申請の全部又は一部について申請に添えない場合がありますので、予め御承知おきください。

担当：感染症対策課（補助金担当）

電話：（分室）048-830-7530/FAX：048-830-3641

E-mail：a3510-30@pref.saitama.lg.jp